

広島県告示第千二百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十九年広島県告示第五十七号		
所在地	広島県安芸郡坂町及び同町三田尾地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	総頭山（六九五〇）	土砂災害原害の発生の原因となる自然現象の種類
	区域の名称	急傾斜地の崩壊	
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	総頭山（六九五〇）	土砂災害原害の発生の原因となる自然現象の種類
	区域の名称	急傾斜地の崩壊	
明神川（六）	土石流	明神川（六）	土石流